

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 15 日現在

機関番号：14403

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530010

研究課題名(和文) ドイツにおける自然保護制度・思想の変遷 ナチズム期とその前後を中心として

研究課題名(英文) Nature Conservation in the Third Reich in Germany

研究代表者

西村 貴裕 (Nishimura, Takahiro)

大阪教育大学・教育学部・准教授

研究者番号：70367861

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)： ナチス・ドイツにおいて成立した「帝国自然保護法」の成立過程、その内容、その適用を検討し、ドイツ自然保護法の起源について考察した。さらに、この法律の新訳を公表した。また、自然保護をどのように意義づけるかについて、日本・ドイツ双方の議論の歴史を検討した。日本における議論について、特に国立公園をめぐる1929～1944年の議論を分析した。そして自然保護がどのように軍国主義的に意味づけられるに至ったかを跡づけた。

° さらに、直接公表には結びつかなかったが、自然保護の歴史について日本とドイツを比較する視点を得ることができた。

研究成果の概要(英文)： I published two papers and one translation： Nature protection in Nazi-Germany (1) --The Reich Nature Protection Law of 1935: Memoirs of Osaka Kyoiku University, Ser. , 62-2 (Japanese); The " Militarization " of national parks in Japan: Development of the discourse on the rationale for national parks (1929 - 1944):op. cit., 60-2 (Japanese)； Translation " The Reich Nature Protection Law of 1935 "： Osaka Kyoiku University Repository 2014.

研究分野：ドイツ法制史

キーワード：自然保護 自然保護法 国立公園 景観保護 ナチズム

1. 研究開始当初の背景

環境問題が重大な問題であり、将来さらに深刻化していくだろうという意識は、おそらく多くの者が共通して持っているだろう。そして、何らかの形でこの問題が解決に向かわねばならないという意識についても、同様だと思われる。

その割には多くの学問分野で、この問題は周辺の問題として扱われているように見える。(法の歴史を含む)歴史学においてもしかりである。この分野でも、この問題にもっと力が注がれるべきではないか。単純に過ぎるが、これが本研究を構想した際のもっとも強い動機である。

申請より少し前から、日本でドイツ環境史(ここでは自然に関わるものを念頭に置く)の研究は出てきていた。藤原辰史『ナチス・ドイツの有機農業』(2005)、穂鷹知美『都市と緑』(2006)、小野清美「第三帝国におけるアウトバーン建設と『自然』」などが代表的であろう。

これらは、それぞれ農業・都市(保養)・開発という側面から自然に関連してくるものである。つまり、自然保護という語をせまい意味で考えたとき(保護区の設定や動植物種の保存等々)これに関する研究はとて最少なかった。いくつかの二次文献の概観を試みたものに過ぎない拙稿「ナチス・ドイツの動物保護と自然保護」(2006)の他は、相当に古い研究である北山雅昭「ドイツにおける自然保護・景観育成の歴史的発展過程と法」(1990)ぐらいだったと思う。

これに対して、ドイツ語や英語の文献では、この狭義の自然保護の分野においても、多くの研究が発表されつつあった(この報告書は社会・国民への説明が趣旨とのことであるので、これらの研究を逐一挙げることは控える)。これらを押さえた上で、研究を深めていくことが必用であると思われた。

これら欧米の研究との関係でも独自性を出すために当初考えたのは、「自然保護の意義づけ」についての議論を集中的に分析することだった。つまり、ドイツのナチズム期・そしてその後で自然保護を主張していた者たちは、自然を保護すべき理由・根拠をどのように主張していたのか、という問題関心である。

ドイツの自然保護の大きな特徴の一つは、ナチズムと結びつくという歴史を持ったことである。この時、自然保護も民族主義的な考え方と癒着した。例えば次のような主張である。自然は民族性を規定する要素の一つであるから、民族を純化するためには自然も純化しなければならない、といったような。

このような考え方の来歴については、すで

に多くの文献で指摘されている。しかし、その来歴の詳細や広がりについて、さらに深く検討する余地があると考えられた。また、このような自然保護の根拠以外にも、さまざまな根拠が同時に語られていたはずだと思われる。そしてこれらについては、欧米の先行研究も体系的に分析・著述しているわけではなかった。

このようなテーマ設定は、冒頭に挙げた問題関心との関係でも意義があると思われた。環境問題への対処や自然保護は、つねに個人の利益や自由の領域との兼ね合いの中で追及される。このこと自体は、自然保護という考え方が(実質的に)登場した当初から現在まで、不変であるはずだ。つまり、説得や正当化の方法として、自然保護の意義づけは常に必要である。

ならば、これに注目して歴史研究を深めることにも、意味があるだろうと考えた。

研究の「背景」と「目的」が分離しがたいので以上のような記述となったが、以上が、本研究の申請当初に考えていたことである。

2. 研究の目的

上述のような問題関心から、ドイツのナチズム期・その後で自然保護がどのように意義づけられたのかを分析することが、本研究の当初の目的であった。この目的を、申請書では次のように五つに分節化した。

- ・ナチズム期の代表的自然保護家における自然保護思想の内容・変遷を分析する。

- ・東方占領地において原住民を排除し、さらに自然景観を「ドイツ的に」改変する試みがあったことは知られている(ヒムラーを中心とする「東部総合計画」)。これは、自然保護史の最も陰惨な一幕であると考えられる。この計画を当時の主要な自然保護家達はどう評価したのかを、明らかにする。

- ・民族主義的思想と自然保護思想の癒着は、ドイツにおいて既に1850年代から観察することができる。こうした自然保護の位置づけがどのように成立し引き継がれていったのかを、主要な自然保護家の思想を追うことで明らかにする。

- ・特に20世紀初頭からの郷土保護運動は、天然記念物保護法制・醜悪化防止法等の成立に貢献し、自然保護の主要な担い手となった。この郷土保護運動の代表者の思想や代表的団体の雑誌等を検討し、これらの制度成立に際して自然保護の必要性がどのように論じられたのかを明らかにする。

- ・ナチズム期の代表的自然保護家は、戦後もその活動を継続していく。彼らがナチズム思想と自然保護との癒着をどのように反省したのかを検討する。

ここでも、「目的」と「方法」を分離するのが難しいが、一応、以上の検討が本研究の目的であったとしておく。

3. 研究の方法

以上の「1. 研究開始当初の背景」と「2. 研究の目的」は、記入例の指示に従い、申請時の状況を記述している。

以下では、当初の研究計画と実際に行われた研究との違い、その変更の動機なども記し、計画変更後の研究がどのような方法で行われたかを記述する（申請時に想定していた方法ではなく、実際にとられた方法について記述する）。

初年度から研究計画を変更し、日本の国立公園がどのように意義づけられたのか、その議論の変遷を分析した。

当初はドイツ自然保護史についての研究計画であったが、これに対応する日本の自然保護史の研究を参照しようとしたところ、適切なものを見つけることができなかつたため、自ら概観を得ようとしたものである（研究期間開始直前に起こった福島原発事故も研究計画変更の遠因だったが、この点については詳述しない）。

冒頭に記した問題関心からして、この変更は研究計画からの逸脱ではない（平成 23 年度の報告書を参照されたい）。

この研究のためにとられた方法は単純である。日本の国立公園の成立に大きな役割を果たしたとされる国立公園協会の機関誌『国立公園』（1929～1944、1943 からは『国土と健民』と改称された）から、国立公園の意義について記された文章を網羅的に検討し、その議論の変遷・変質を分析・記述した。

その後、「目的」の項目で書かれた五つのテーマのうちの、の一部（天然記念物保存との関係）を検討していたところ、小野清美『アウトバーンとナチズム』（2013）が出版された。これは、上述の「狭義の」自然保護にかかわる論点をも含む、日本におけるドイツ自然保護史の研究を深化させるものであった。

しかし、この書物や他のドイツ語二次文献を検討する中で、当時の法制度についてはまだ論じる余地があり、これについての詳細を記しておくべきだと考えるようになった。

そこで再び計画を変更し、ナチズム期に成立した自然保護法（帝国自然保護法・1935 年）の成立過程・内容・運用を詳細に分析する研究を行うことにした。

この研究のためにとられた方法は、（通常の歴史研究と同じであるため特筆に値しないが）当時の国家による自然保護を担当した

帝国自然保護局発行の機関誌や月報、帝国自然保護法やそれ以前の法律の立法過程にまつわる公文書等々を、ドイツへの資料収集旅行によって可能な限り網羅的に収集し、これを分析するというものであった。

これらの資料は、初年度からの資料収集旅行や、それ以前に受けていた科研費による資料収集旅行などにより、逐次収集していた。

この帝国自然保護法についての論文を執筆した後、当初の研究計画の一部、特にナチズム期の自然保護家の思想変遷について、分析を進めていた。しかしここで、上述の日本の国立公園についての研究を、2015 年 10 月に開かれる国際学会（EAEH2015・東アジア環境史学会）にて報告するという話が舞い込んだ。そのための検討と研究のリファインに時間を費やすこととなり、上研究は中断することとなった。

この学会報告のためにとられる研究方法については、現在進行形の話であるため、ここでは詳述しない。上述の国立公園についての論文をベースに、日本における他の自然保護法制、ドイツの自然保護法制の話を加味し、比較の観点をまじえながら報告を構成する予定である。

以上が、研究計画の変遷と、その変遷に伴ってとられた研究方法である。

4. 研究成果

研究期間内に勤務校の紀要に 2 本の論文を発表し、機関リポジトリに翻訳を 1 本発表した。論文が、『国立公園』から『国土と健民』へ国立公園の意義をめぐる言説の変遷（1929-1944）、「ナチス・ドイツの自然保護（1） 帝国自然保護法を中心として」の二本である。翻訳は「ドイツ帝国自然保護法（1935 年 6 月 26 日） 翻訳」である。それぞれの所収誌について等の詳細は、「5. 主な発表論文等」の項目を参照されたい。

以下では、研究成果としてまず上掲二本の論文の内容を記し、その後、論文等の形となって現れていない成果についても少しだけ記すこととする。

まず日本の国立公園について。日本の国立公園法が制定されたのは 1931 年、これに基づき最初の国立公園 12 か所が指定されたのは、1934～36 年のことであった。

この年代から十分に推測されるように、国立公園をめぐる議論は、常に「時局」と関連付けられた。この議論の変遷を追うのが、本論文である。

当時の国立公園をめぐる議論の特徴は、自然の保護だけでなく「開発」と「利用」を強調していたところにある。では、この保護開

発は何のために行われるのか。当時挙げられていたのは、国民の保健休養、外国人へのアピールと外貨獲得、そして国民の教化の三点であった。

本論文では、この第一の点と第三の点が軍事的観点から語られるに至る過程を、詳細に観察した。第一の点は戦時中の国民体力増強（錬成）へ、第三の点が愛国心の発揚へと変遷していく過程である。そして、第一の観点からは国立公園が他の自然地との区別を失い、単なる「健民地」として語られた。

そしてこのような議論の変遷が、当時の政権を握っていた軍部を説得するための手段でもあったことを、国立公園協会総会の議事録等を使って論じた。国立公園の設置や、その開発のために必要な予算の獲得は、国民への国立公園思想の普及によって達成されるのではなく、政権の担い手への説得によってしか達成されなかった。ここから、国立公園の意義付けをめぐる議論の変遷は説明することができた。

ドイツの帝国自然保護法(1935)についての論文では、この法律の制定過程・内容・施行の各側面を、詳細に分析した。

その際、自然保護をめぐる意義づけの議論（なぜ自然を保護すべきなのか、という議論）については考察の対象から外し、もっぱら法律に関する議論に集中した。同時に、現代の法律であるドイツ連邦自然保護法との比較の視点を、常に念頭に置いた。

以上のようなスタンスをとったのは、第一に、従来の歴史学分野の研究において、法律学的な視点が必ずしも十分に踏まえられてはいなかったためである。このような限定の結果、従来の（ドイツ語文献を含む）研究よりも詳細な情報を提示することができた。

本論文ではまず、ワイマール期の自然保護法の状況を概観し、これに対してどのような意見を当時の自然保護家が有していたかを検討した。帝国自然保護法は、この当時の自然保護家の要求を十分に満たすものであり、それゆえに高く評価された。しかしその立法は、当時において典型的であったように、個人（ゲーリング）の権力を利用してのみ可能なものであった。

自然保護措置との関連でも、所有権をめぐる議論は大きな論点となる。ナチズムは共同体のために個人の犠牲を求める体制である。よって所有権制限が容易となり、自然保護が促進されたというようなイメージがあるからである。確かに、自然保護家はそのように論じ、それ故に帝国自然保護法を評価した。しかし、当時の政令の雛形や立法過程の議論、さらに法律そのものの構造からは、実際に過酷な所有権制限が行われたとは断定できない。事例分析の積み重ねが必要であることを、本論文では指摘した。

帝国自然保護法において最も評価されたのは、景観保全条項であった。そしてそれは

二つの意味においてそうであった。第一に、景観保護地区に指定される地域について、景観の美の「固有性」、「希少性」という要件がなくなり、日常的景観美が保護される可能性ができたこと。第二に、景観への根本的な介入を伴う措置の許認可手続きに、自然保護官庁を参加させねばならないとの規定である。

天然記念物法制は、点・あるいはきわめて狭い面を保護するだけのものであり、郷土保護運動はこれを批判してきた。上述の景観保護法制は、この郷土保護運動の到達点であると考えられたのである。

しかしこの特徴もやはり、他の省庁が反対する中で、ゲーリングの権力により押し通すことのできた条項である。そしてそうであるがゆえに、特に「自然保護官庁の参加」の条項は無視され、適用されることは少なかった。

結局、所有権制限についても景観保全についても、ナチ政権だからこそ立法化できたものであり、それ故にこそ執行不全にあえいだものと考えられる。しかしながら戦後も、この法律はラント法として生き続けた。

なお、この論文の副産物として帝国自然保護法を全訳し、所属機関の機関リポジトリに公表した。

以上が公表された成果である。研究計画が当初から変わったため、収集した大量の史料が、まだ未消化のまま置かれている。特に最終年度にはコーブレンツ連邦公文書館をはじめとする文書館に精力的に出向き、多くの一次資料を収集した。その詳細についてはここでは記述しない。

これらを消化することにより2本から3本の論文を、本研究の成果として執筆できるものと考えている。また、上述のEAEH2015（東アジア環境史学会）の報告の副産物として、日本の自然保護法制の歴史についても、1本の論文を書くことができるものと思っている。

公表論文、収集された資料という目に見える成果以外にも、「考え方」、「視点」の獲得という意味での成果は得られたと思っている。これについては今後の研究の方向にも結び付くため詳論はしないが、自然保護法制について日本とドイツを比較する視点を得つつあることは、研究計画時には考えていなかった望外の成果だった。

さらに、自然保護の意義づけについての議論を検討する中で、これが結局は価値（や害悪）についての議論・ならびにその価値（や害悪）の立証についての議論・さらにはその立証を誰がすべきなのかという議論と分がちがたく結びついていることを実感した。この点は、本研究のテーマを、例えば水俣から福島にまで続く問題、さらに人間と自然との

関係という広いテーマにまで、結び付けていく論点だと考えている。これらの点について考えることを、本研究が終了した後の課題の一つとしたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

西村貴裕「『国立公園』から『国土と健民』へ 国立公園の意義をめぐる言説の変遷(1929-1944)」、『大阪教育大学紀要 第II部門』(査読無し)第60巻第2号(2012年) 1-18頁。

<http://ir.lib.osaka-kyoiku.ac.jp/dspace/handle/123456789/26853>

西村貴裕「ナチス・ドイツの自然保護(1) 帝国自然保護法を中心として」、『大阪教育大学紀要 第II部門』(査読無し)第62巻第2号(2014年) 1-23頁。

<http://ir.lib.osaka-kyoiku.ac.jp/dspace/handle/123456789/27784>

〔その他〕

翻訳

西村貴裕「ドイツ帝国自然保護法(1935年6月26日) 翻訳」、『大阪教育大学機関リポジトリ』(査読無し) 2014年、1-10頁。

<http://ir.lib.osaka-kyoiku.ac.jp/dspace/handle/123456789/27791>

6. 研究組織

(1)研究代表者(単独)

西村 貴裕(NISHIMURA, Takahiro)

大阪教育大学教育学部教養学科・准教授

研究者番号：70367861